

新たな在留資格「特定技能」に関する国・団体の動き（14分野）

	分野	国（省庁）・団体（全国、県内）の動き	担当部局 （担当課）
	介護	<p>○国（厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技能評価試験の実施予定国は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴルの9か国。 ・フィリピンでは、4/13～7/11にかけて計5回の試験を予定。各回の定員は、第1回125人、第2回265人、第3回190人、第4回290人程度、第5回未定。 ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「介護分野における特定技能協議会」を設置（H31.4.1）。 ・1号特定技能外国人は、<u>事業所単位で日本人等の常勤介護職員の総数を上限とする。</u> ・<u>訪問系サービスにおける業務は対象外。</u> <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度であり、まだ全容がわからない。 ・協会内に外国人に特化した委員会等を設置して問題整理をしていきたい。 	健康福祉部 （高齢福祉課）
厚生労働省	ビルクリーニング	<p>○国（厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験については、R元年秋の実施に向け全国ビルメンテナンス協会とともに、試験内容や場所（ベトナムその他）を検討中。 ・業界への説明会については、全国ビルメンテナンス協会が主催して実施。厚生労働省からは講師として参加。 ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「ビルクリーニング分野特定技能協議会」を設置（H31.4.23）。 <p>○全国団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の指示により、特定技能の評価試験の内容や試験場所の選定等を実施。 ・会員企業に向けて、全国8ヶ所で制度説明会を開催（4/18：愛知県で開催済）。 ・実習受入企業等を対象に「ビルクリーニング外国人技能実習指導者講習会」を開催（4/25：愛知県で開催済） <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業数は41社で、うち16社は技能実習生を受け入れ。 ・多くはベトナムから受け入れており、一部モンゴルからも受け入れている模様。 ・特定技能の労働者を受け入れられる企業について、国から（案）が示され、「建築物に関する衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2第1項第1号（清掃業のみ）もしくは第8号（ビルクリーニング業務全般）として県へ登録をしている企業のみとされている。（現在、1号は34社、8号は36社登録、登録事務は生活衛生課が担当） ・協会としては、外国人を活用して人手不足を補う必要があると感じているが、企業によって状況が異なるため、会員には積極的、消極的、両方の意見がある。 ・今後も国や全国協会からの情報収集及び整理をしながら、今後の方針を検討する。 	健康福祉部 （生活衛生課）

	分野	国（省庁）・団体（全国、県内）の動き	担当部局 （担当課）
経済産業省	素形材産業	<p>○国（経済産業省 製造産業局 総務課・素形材産業室・産業機械課、商務情報政策局 情報産業課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能試験については、現在試験内容を検討中であり、年度内に1回程度実施する予定。（試験のレベルは技能検定3級相当（技能実習2号修了相当）を想定） ・技能試験の実施場所は国外5か国（ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ）において、主に現地語で実施予定。 ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」を産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野と共同で設置（H31.3.26）。 （中部経済産業局） ・外国人受け入れのための支援計画の立案は、中小企業単独では難しく、登録支援機関の利用が予想される。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気にはしているが、具体的な情報は入ってきていない。 	商工労働部 （産業技術課）
	産業機械製造業	同上	商工労働部 （産業技術課）
	電気・電子情報関連産業	同上	商工労働部 （産業技術課）
国土交通省	建設	<p>○国（国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設分野特定技能1号評価試験（海外）はR元年度中にベトナム、フィリピンで実施する予定。 ・特定技能外国人の受入れ要件に「<u>建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合</u>」を設定。 ・具体的には、受入企業は、特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けること、特定技能外国人受入事業実施法人へ加入すること、1号特定技能外国人と外国人建設就労者（特定活動）の合計が常勤職員の数を超えないこと等を求める。 ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「建設分野特定技能協議会」を設置（H31.4.1）。 <p>○全国団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の適正かつ円滑な受入れを実施するため、建設関連団体等が共同で（一社）建設技能人材機構を設立（H31.4.1）。正会員は11職種20団体。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な動きはない。 	県土整備部 （技術検査課）
	造船・船用工業	—	—

	分野	国（省庁）・団体（全国、県内）の動き	担当部局 （担当課）
国土交通省	自動車整備	<p>○国（国土交通省 自動車局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験は、R元年度中にベトナム、フィリピンでの実施を調整中。 ・<u>登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合は、自動車整備特定技能協議会の構成員となり必要な協力を行う等の要件を満たす必要がある。</u> ・4月以降順次、制度説明会を実施している（4/16中部ブロック、4/17近畿ブロック、4/25東北ブロック）。 ・受入れ機関は自動車整備工場を想定。 ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「自動車整備分野特定技能協議会」を設置（H31.3.29）。 <p>○全国団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から具体的な情報は来ていない。 ・連合会として特に自主的に動く予定はない。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能について国土交通省や全国組織からの情報は無く、現在特に動きはない。 ・会員企業から特定技能に関する要望や問い合わせ等は来ていない。 ・今後も動向を注視していく。 	商工労働部 （労働雇用課）
	航空	—	—
	宿泊	<p>○国（国土交通省 観光庁 観光産業課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験は、R元年度の早い時期にベトナムで、年度中にミャンマーでの実施を調整中。国内は4/14に7都市で実施、280人が合格。 ・<u>風俗営業法に規定する施設に該当しないこと、特定技能外国人に対して同法に規定する接待を行わないこととされている。</u> ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「宿泊分野特定技能協議会」を設置（H31.4.1）。 ・外国人材受入れ環境整備のため、特定技能の受入れが開始された後、優良事例等の調査や、それを踏まえた外国人材向け教材の作成などを実施予定。 <p>※特定技能1号に移行可能な技能実習制度に宿泊業を追加することへのパブリックコメントを実施中。7月にも関係省令を施行。</p> <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き対応方針を検討。 ・高山では地元有志（宿泊業ほか他業種）で設立した団体において、新たな在留資格に伴い外国人材を受け入れを検討。現在、制度の内容を精査中。 	観光国際局 （観光企画課）

	分野	国（省庁）・団体（全国、県内）の動き	担当部局 （担当課）
	農業	<p>○国（農林水産省 経営局 就農・女性課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験は、R元年度秋以降に中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、タイ、ミャンマー及び国内での実施を調整中。 ・<u>直接雇用の場合は労働者を一定期間以上雇用した経験があること、労働者派遣形態の場合は、派遣事業者が農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適切かつ確実に遂行するために必要な能力を有していることなどが求められる。</u> ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「農業特定技能協議会」を設置（H31.4.1）。 ・外国人労働者の受入れにあたっての懸念事項である「和牛遺伝資源の輸出に対する不安」、「家畜の伝染性疾病の侵入防止」について必要な措置を講じる。 ・技能試験（耕種農業全般、畜産農業全般）の実施主体は（一社）全国農業会議所。R元年度秋以降に実施（中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、タイ、ミャンマーを検討中）。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J A等を構成員とする研究会を設置予定。 	農政部 （農業経営課）
農林水産省	漁業	<p>○国（農林水産省 水産庁 企画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験は、R元年度秋以降に漁業をインドネシアで、養殖業をベトナム、中国、フィリピンでの実施を検討中。それぞれ年度内に国内での実施を検討中。 ・<u>労働者派遣形態の場合、派遣事業者は地方公共団体又は漁業協同組合等が関与するものに限る。</u> ・<u>登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合は、漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。</u> ・漁業分野特有の事情に応じた固有の措置の設定や外国人の受入れ状況などを協議する「漁業特定技能協議会」を設置（H31.3.27）。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に動きなし 	農政部 （里川振興課）
	飲食料品 製造業	<p>○国（農林水産省 食料産業局 食品製造課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験は、R元年10月に中国、ベトナム等の5か国を検討中。10月以降、国内でも実施を検討中。 ・<u>登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合は、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託する。</u> ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「食品産業特定技能協議会」を外食業分野と共同で設置（H31.3.29）。 ・2月14日～4月5日にかけて、「特定技能」による外国人材受入れに関する全国9か所のブロック説明会を開催。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、会員から要望等があれば検討する。 ・特に動きはない（全国組織の動向を注視）。 	商工労働部 （産業技術課）

	分野	国（省庁）・団体（全国、県内）の動き	担当部局 (担当課)
農 林 水 産 省	外食業	<p>○国（農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能評価試験は、第1回を4/25,26に東京・大阪で実施し、347人が合格。第2回は6/24,27,28に7都市で予定。 ・外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討などを協議する「食品産業特定技能協議会」を飲食料品製造業分野と共同で設置（H31.3.29）。 ・<u>風俗営業法に規定する接待飲食等営業を営む営業所における就労を行わせないこと、特定技能外国人に対して同法に規定する接待を行わないこととされている。</u> ・<u>登録支援機関に支援計画の実施を委託する場合は、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託する。</u> ・技能試験に係る詳細、試験用テキストをHPに掲載済み。 <p>○県内団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に動きはない（全国組織の動向を注視）。 	清流の国推進部 (外国人活躍・共生社会推進課)